

令和6年度第2回川崎市公共事業評価審査委員会 議事録

日 時 令和6年11月29日(金) 午前9時00分～午前11時08分

場 所 川崎市役所本庁舎7階 総務企画局第5会議室

出席者 委員 朝日委員(会長)、福田委員(副会長)、石川委員、大沢委員、南委員

事務局 田中総務企画局都市政策部長

山井総務企画局都市政策部企画調整課長

木村総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

中村総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

川又財政局財政部財政課担当課長

説明局 ①社会資本総合整備計画

「川崎市内における防災安全を考慮した交通空間の整備(防災・安全)」

「川崎市内における防災・減災に資する無電柱化の推進(無電柱化推進計画支援)」

新西建設緑政局道路河川整備部道路整備課長

東尾建設緑政局道路河川整備部施設維持課長

中村建設緑政局道路河川整備部施設維持課担当課長

藤野建設緑政局総務部企画課長

説明局 ②社会資本総合整備計画

「多様な緑のネットワーク形成と人に優しいみどりのまちづくり」

坂建設緑政局緑政部みどりの事業調整課長

渡邊建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

藤野建設緑政局総務部企画課長

説明局 ③社会資本総合整備計画

「災害に強く豊かな環境を育む安全・安心な地域づくり(防災・安全)」

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

藤野建設緑政局総務部企画課長

次 第 1 議 題 審議案件説明及び質疑応答(公開)

(1) 社会資本総合整備計画

「川崎市内における防災安全を考慮した交通空間の整備(防災・安全)」 「川崎市内における防災・減災に資する無電柱化の推進(無電柱化推進計画支援)」 【事後評価】

(2) 社会資本総合整備計画

「多様な緑のネットワーク形成と人に優しいみどりのまちづくり」 【事後評価】

(3) 社会資本総合整備計画

「災害に強く豊かな環境を育む安全・安心な地域づくり(防災・安全)」 【事後評価】

2 審議内容の総括(非公開)

3 その他(公開)

公開及び非公開の別 一部非公開

傍聴者 なし

議事

中村総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

ただいまから令和6年度第2回川崎市公共事業評価審査委員会を開催させていただきます。

私は、総務企画局都市政策部企画調整課の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日配付の資料の確認をさせていただきます。お手元のタブレットを御覧ください。

本日の次第など、頭に00番が付されているファイルが4つございます。続きまして、01番から03番まで3つのファイルが本日の説明資料になります。また、04番のファイルが3つ入ってございまして、こちらが関係条例等になります。以上、トータル10個のファイルを入れさせていただいておりますが、大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、本日の委員会の進め方等について御説明いたします。

初めに、委員会の公開・非公開につきまして、次第にございます、1「審議案件説明及び質疑応答」につきましては公開とし、途中入室を含めて傍聴及びマスコミの取材を認めるものとしますが、2「審議内容の総括」につきましては、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第3号の規定に基づき、率直な意見の交換や意思決定の中立性を確保するため、非公開とする旨をあらかじめ確認しておりますが、改めまして委員会の御了承をいただきたく存じます。よろしいでしょうか。

(委員了承)

それでは、次第2の部分につきましては、非公開の審議といたします。

続きまして、会議録の作成についてでございますが、本日の委員会の様子を録音させていただき、後日、先ほど非公開の審議とすることを確認しました次第2の部分を含め、要約方式にて作成し、委員の皆様へ御確認いただいた上で公開の手続きを進めさせていただきたいと考えております。

また、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則」第5条第2項の規定に基づき、委員会で指定された者の確認を得るものとされておりますので、確認者を各委員とさせていただき、さらに非公開の審議とした次第2の部分を除き、会議録は発言者が分かるよう委員名を記載するものとし、文書開示請求等があった場合には、委員名は原則公開されることにつきましても御了承いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(委員了承)

最後に、本日の審議の進め方につきましては、事業ごとに、事業所管局から10分、または15分程度御説明させていただき、その後、質疑応答を15分程度という流れで進めていきたいと考えております。3件の審議が全て終了した後に、非公開としまして30分程度、事業ごとの総括として意見取りまとめに関して御審議いただきます。

委員会の終了時間は11時頃を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

現時点では傍聴の申出はございませんが、以後、傍聴の方がお見えになりましたら、事務局にて適宜入室

させていただきます。

それでは、これより審議に入らせていただきます。これ以降の議事につきましては、「川崎市附属機関設置条例」第7条に基づき、会長に進行をお願いしたいと存じます。

それでは、朝日会長、よろしくお願いいたします。

朝日会長

ありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。

初めに、社会資本総合整備計画「川崎市内における防災安全を考慮した交通空間の整備（防災・安全）」「川崎市内における防災・減災に資する無電柱化の推進（無電柱化推進計画支援）」の事後評価について、御説明をお願いいたします。

新西建設緑政局道路河川整備部道路整備課長

（資料1の内容に沿って説明）

朝日会長

ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。委員の皆さん、御発言をお願いします。いつものとおり、御発言される際は挙手をしていただき、私のほうから御指名させていただきますので、お名前をおっしゃっていただいてから、御発言をお願いいたします。

件数の確認ですが、3ページの防災・減災対策の説明において、24事業になりましたという話がありましたが、要素事業数の基幹事業28事業は当初の事業数ということでしょうか。

新西建設緑政局道路河川整備部道路整備課長

はい。そうです。

朝日会長

24事業になったという表記は、結果のところを書いてあるのでしょうか。

新西建設緑政局道路河川整備部道路整備課長

資料の3ページのところに、基幹事業24事業と書かせていただいております、「19+9-4」と括弧で書かせていただいたのですが、9事業追加をしまして、4事業繰り越したということです。

朝日会長

いただいている資料では3ページのところには表記がないと思うのですが、最終的に何の事業を評価しているのかというところに関わるので、ここに表記があった方がよいと思いました。

福田副会長

防災・安全も無電柱化も、途中で事業が変わっているので、それぞれ当初の事業費よりも評価時の事業費が数値上かなり下がっているように見えますが、この下がった部分をどのように評価してよいのかが正直わかりません。おそらく、当初の事業費分のうち平成31年、令和元年に執行した分が評価時の金額として掲載

されていると理解したのですが、ここだけ見ても、事業全体に対してどうなのかがどうしても見えないので、どのように解釈すればよいのかを教えてくださいたいです。防災・安全、無電柱化の両方ともです。平成31年に実施する予定のうちどれだけできたかという見方しかできない、つまり1年分しか見ることができないと思いますが、その場合にどうだったのかを評価する必要があると思います。その辺りはいかがでしょうか。

新西建設緑政局道路河川整備部道路整備課長

無電柱化は令和2年度から移行しましたので1年分になりますが、防災・安全は5年分となるかと思いません。

福田副会長

それは分かりますが、自転車通行環境整備が令和2年から別計画へ移行しているにもかかわらず、その辺が全部混ざった全体の金額として出されているので、この数字だけ見ても、良いか悪いかの判断ができないということです。

朝日会長

事業として縮小したことになっていますが、それに対して、当初の指標で評価していいのかどうか、その辺りの扱いはどうなるのか、という趣旨でしょうか。

福田副会長

そうですね。

新西建設緑政局道路河川整備部道路整備課長

平成31年度に、5年間実施可能だと思われる事業をこの計画に挙げさせていただきましたが、実施する段階において、実施ができない事業があったり、通常のパトロール等で実施すべき箇所が新たに生まれたりしたことで、増減がありました。そのため、縮小したというよりは、やむを得ずやめた、またはやるべき箇所があったので追加した、そのように実施させていただいたということです。

東尾建設緑政局道路河川整備部施設維持課長

補修事業につきましては、当初、点検結果を基に5年間分の当初事業費を算定する際に、当該路線の全体的な補修費を抽出しております。ただし、工事実施前に現場確認等をしたところ、占用企業者による復旧や、川崎市でも早急に対応しなければならない箇所もございまして、結果として、実施箇所を縮小した場合もございます。

福田副会長

縮小したから、結果的に事業費も下がったという意味でしょうか。

東尾建設緑政局道路河川整備部施設維持課長

舗装の補修につきましては、そうなります。

福田副会長

分かりました。ただし、途中で事業が変わっているの、事業費の妥当性の判断をすることがすごく難し

いと思われました。

あと、防災・安全の方は、防災とは銘打っていますが、安全の事業が中心のように思います。防災としては、冠水表示板を設置しただけなのではないでしょうか。維持管理の事業も実施されていますが、評価指標では、①が交通安全の指標、②が防災の指標となっています。維持管理についての指標は何か定めなかったのでしょうか。

東尾建設緑政局道路河川整備部施設維持課長

維持管理の指標につきましては、7ページの右下の擁壁の修繕のことでしょうか。

福田副会長

はい、修繕関係です。

東尾建設緑政局道路河川整備部施設維持課長

こちらは、5年に1度の点検結果を踏まえて、必要な箇所についての修繕を実施していくものです。道路施設につきましては、維持修繕計画を策定しておりますので、その中で必要な部分を、必要な年度に実施していくこととしておまして、毎年あるものではないことから、明確に5年以内にやったものとして指標に表していないということになります。

福田副会長

わかりました。

石川委員

2点質問させていただきたいと思います。1点は、17ページの市民アンケートについてです。他の事業でも申し上げましたが、アンケートをインターネットリサーチ会社に頼むのであれば、実際に事業を行った町丁目や、その場所を通りそうな方々などにある程度限定して発注した方が、効果が発現したと実感された方の割合が増えることから、実際に施工された皆様にとっても良いと思います。今回は無理だと思いますが、次回以降の実施についてのお考えはいかがでしょうか。

また、先ほど先生がおっしゃられていた道路冠水表示板のお話ですが、これはアンダーパスに入らないようにするものであり、7ページの写真を見ていると、おそらくアンダーパスには車道と歩道の両方があると思われます。この冠水表示板は、車道で少し遠くから見ている車に対しては認識されると思いますが、歩行者にとっては認識されづらいのではないかと、本当にこの場所でのよいのか、と感じました。これはおそらく施工例であり、同じような冠水板の整備を9箇所実施されたかと思いますが、特に歩行者の方も含めて、どこに整備したらよいかなども検討の上で設置されたのかをお聞きしたいです。

新西建設緑政局道路河川整備部道路整備課長

まず、アンケートに関してですが、委員御指摘のとおり、結果を見ても、どちらとも言えないという方が半数以上いまして、実施した場所以外の方にとっては実感が湧かず、どちらにも答えようがないという方がいらっしまったのかなと感じているところでございます。そういった意味でも、御指摘のとおり、事業を実施した周辺の方々から意見を聞くことによって、実感した方の割合が増えるとか、我々も効果が実感できるといったところに繋がるかと思っておりますので、次回以降、アンケートのとり方につきましては、工夫していく方向で検討させていただければと思っております。

中村建設緑政局道路河川整備部施設維持課担当課長

冠水表示板につきましては、高さ自体は対車用につけているもので、信号機や標識などに重ならないように視認性を良くしていますが、それに加えて、パトランプがついていまして、それを回すことによって、歩行者の方にも十分注意できるように工夫をさせていただいております。

石川委員

それは、この表示板の上などでしょうか。

中村建設緑政局道路河川整備部施設維持課担当課長

そうですね。

石川委員

表示板からアンダーパスの場所まで大分離れているようですが、何十メートルかありますか。

中村建設緑政局道路河川整備部施設維持課担当課長

そうですね。ただし、基本的に冠水表示板自体は、マフラーに水が入ってしまうと車が動かなくなってしまうことから、車両対策をメインとしつつ、パトランプはかなり明るくなりますので、歩行者や自転車の利用者に対しては、そこで注意を促すという形になっております。

石川委員

ありがとうございます。基本的には対車というのは分かるのですが、アンダーパスの近いところに、歩行者さんに入らないように、と表示した方がより良いのではないかと思ったので申し上げました。

南委員

無電柱化については、以前から推進できるとよいと思っていました。

13ページのサンプルで世田谷町田線を記載していますが、今、新百合ヶ丘辺りで拡幅工事も同時に実施しているかと思えます。予算は切り分けていらっしゃるでしょうか。

新西建設緑政局道路河川整備部道路整備課長

工区を分けさせていただいて、その工区ごとに用地取得をし、占用工事をし、そして道路工事をするという流れで進めています。今、たまたま片平工区や上麻生第一工区などを連続して整備しているところがございます。そういう意味では、一連でやっているというよりは、工区分けをしながら進めているという状況でございます。

南委員

工区分けはわかりませんが、無電柱化の予算だけで施工しているということですか。拡幅工事は別の予算ではないのでしょうか。

新西建設緑政局道路河川整備部道路整備課長

別の予算は入れていません。無電柱化の予算だけで、道路整備まで全て実施しています。

南委員

それに関連すると、世田谷町田線に関しては、当然、世田谷と町田を繋いでいますから、その間に川崎市がありますが、世田谷区や町田市と共同して動いていることはないのでしょうか。

新西建設緑政局道路河川整備部道路整備課長

行政連絡会のような他都市の方と情報交換をする場などもありますので、市境や県境など、両方で協力、連携してやっていかなければならない場所については、そういった場面を用いて情報交換をしております。道路は繋がっていますので、こちら側だけでなく、しっかりと連携してやらせていただいているという状況でございます。

南委員

緊急輸送道路などは、そこだけ整備されれば良いということはおそらくないはずですが。

もう一点よろしいですか。先ほどの石川委員の指摘にありました17ページのアンケートについて、「危険になった」という回答は付近の住民かと思いますが、自由記述で危険になった理由は出ていないのでしょうか。

新西建設緑政局道路河川整備部道路整備課長

自由意見の中で、具体的に書かれた記述によると、1番多いのは自転車です。ルール、マナーを守らないで走行する自転車が、歩行者に対して大変危険な思いを与えている、または車道を走る自転車が路上駐車をしている車を避けようと思って車道側に出てしまって車が危険を感じるなど、そういったケースは多々あるかと思われます。自転車問題をどうするかについては、今後大きな課題と捉えております。

南委員

今回の道路整備とは直接関係はないものですか。整備をしたから自転車が潜在的に増えてしまって危険が増加しているということはなさそうですか。

新西建設緑政局道路河川整備部道路整備課長

そうですね。逆に言うと、ハード整備と併せてソフト対策もしっかりやっていかなければならないと考えています。昨今、警察の方も、自転車の取り締まり強化を打ち出しておりますので、そういったところも含めて、一緒に自転車のマナーアップが進むことで、安全性の向上を期待しています。

大沢委員

11ページ目の年間平均人身事故件数について2点ありまして、1点目は、川崎市内には首都高や東名もありますが、発生事故件数は、道路構造令上の第3種や第4種の系統、要は第1種、第2種の高速道路等で発生した事故は除いているという理解でよいのでしょうか。

2点目は、川崎市は人口が増えているので、分母が増えていると思います。今回は1,000人あたりとしているので、23パーセント削減できていることが分かりますが、参考までに、事故件数は減っているのかをお聞かせいただければと思います。

新西建設緑政局道路河川整備部道路整備課長

事故件数につきましては、市のホームページから引用しているもので、警察からいただいている資料だと思われませんが、過去5年間の交通事故発生状況と、人口・世帯数から引用しております。1種道路、2種道路の分けについては、合わさっているのではないかとはいいますが、すみませんが詳細は把握しておりません。事故件数は全体的には減っているとは聞いております。減っている中で、自転車の事故件数の割合だけは少し高くなっているという情報は私の方も得ていますが、そういった意味では、先ほどのアンケートの結果ではないですけれども、自転車の事故をもっと減らしていく、自転車の利用に対しての安全性を向上させていくということが、事故率の減少等にも繋がっていくと思っております。

大沢委員

分かりました。今回は当初計画で1,000人あたりとしてやっているのですが、これはこれで妥当だと思いますが、一方で、今後の所見を考えると、先ほどおっしゃっていただいたように、件数は減っていることなども本当は重要ですし、その中を見ると残念ながら自転車は増加しているのであれば、その対策が次の社会資本総合整備計画の新たな目標にもなったりすると思うので、その辺は所見として追加で書いてもよいと思います。

それからもう1点、14ページ目の無電柱化のところでは教えていただきたいのですが、用地買収が課題であることが15ページの所見にも書いてありまして、例えば14ページの世田谷町田線、項番でいうとA01-009は用地買収が当初100パーセントで実績100パーセントとなっています。このようなところは、すでに道路はできており、歩道部分の工事をして占用許可を得て道路下に電線類を入れていくという事業であり、それ以外には新設道路もしくは概成済みだけれども歩道拡幅しなければいけないので、その用地を買う必要があるが、それができなかったで遅れているということでしょうか。100パーセントのところは、はっきり言えば用地買収の課題は、本当はゼロのはずです。道路占用などの占用物件の調整で駄目だったなどの理由と、新設のところは用地買収という理由になると思いますが、ここは何か区分けはしてあったりするのでしょうか。

新西建設緑政局道路河川整備部道路整備課長

今委員がおっしゃったとおり、路線ごとに、現道の拡幅をして無電柱化をするケースもありますし、全く道路がないところに新たに用地を取得して新設道路という形で実施する場合もございます。100パーセントの事業が進捗しないことについては、ここには書きませんでした。用地取得の他にも、占用企業者が無電柱化のための移設や入線などの工事に時間がかかっているなど、占用工事が長期化しているという大きな課題もあります。事故などがあつた時にどこがその責任を負うのかといった観点からいくと、たくさん占用企業者がいる中で、本当は2社、3社同時に工事してくれればよいと思うところはありますが、1社ずつしか工事ができないことから、なかなかそういうわけにはいかないということもございまして、時間がどうしてもかかってしまいます。そういったところで、5年間で目標達成ができなかったという部分もあると思っております。

大沢委員

了解いたしました。今おっしゃったように、おそらくここに書いてないことが100パーセントの主要な原因だと思いますので、無電柱化推進計画に書いてあるかもしれませんが、そこもきちんと認識した上で調整を進めていただければと思います。

朝日会長

時間もありますので、以上で1件目を終了とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、以上で1件目の審議を終了したいと思います。所管課の入替えをお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、2件目の審議に入りたいと思います。

社会資本総合整備計画「多様な緑のネットワーク形成と人に優しいみどりのまちづくり」の事後評価についての御説明をお願いいたします。

渡邊建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

(資料2の内容に沿って説明)

朝日会長

御説明ありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。委員の皆様、御発言をお願いいたします。

福田副会長

7ページの用地取得について、0.95ヘクタールのうち寄附が0.8ヘクタールというのはかなり大きいのですが、具体的にどのような寄附がなされたのでしょうか。また、7ページの地図上では具体的にどの場所なのでしょう。赤の二重丸が打ってある箇所が寄附された用地ということですが、四角の枠の中の説明では寄附と書いてあったり書いてなかったりするもので、混ざっているにも関わらず二重丸が4つあるというところも意味がよく分からないので教えていただきたいです。

あとは、もともと寄附がされる前提で令和2年より前に事業計画が立てられたのかどうか、寄附がされるという見込み済みで始まった事業なのかどうか、寄附以外の用地取得をしなければならない部分の取得率が結果いくらだったのか、その辺りを教えていただけないでしょうか。

渡邊建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

まず、7ページの用地取得の表記についてですが、これは事務局のミスで申し訳ございません。二重丸の説明の寄附の括弧については、用地取得した箇所が二重丸のつもりで、寄附との分けをつけてなかったものです。分かりづらくて申し訳ございませんでした。

福田副会長

括弧寄附を外して見ればよいということですか。

渡邊建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

はい。四角の囲みが4つございまして、うち右側の2箇所には寄附と記載しておりまして、寄附の対象用地になっております。それで、左側の四角2つが事業として取得した面積になっているということです。

福田副会長

わかりました。

渡邊建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

あと、用地の取得に関しましては、寄附用地を想定して計画を立てているということではございません。あくまでも、寄附のあったところにつきましては、事業認可の計画区域外の用地でございます。現在、赤丸の左側2つのエリアが用地買収の事業を実施している箇所でございます。この計画地と、あとは図で言うと上側の広いエリアのところ未取得地がありますので、事業計画としては、そちらを取得する計画として進めているところでございます。事業認可区域内での用地の取得率については、手元の資料ですぐ出てこないのので申し訳ございませんが、かなり進んでおりまして、80は超えていたと思います。本計画の中では未取得地を取得していく予定でございましたが、現実的には、相続の関係等も含めまして、まだ取得に至っていないのが現状でございます。

福田副会長

概ね理解できたと思います。ありがとうございます。あと1点、Park-PFIの事業について、これは今も継続中ということによろしいですか。

坂建設緑政局緑政部みどりの事業調整課長

こちらは昨年度から供用しまして、20年間の計画で進めてございますので、継続中でございます。

福田副会長

わかりました。そうした時に、これについての評価はされる予定はないのでしょうか。特に、路上駐車がどの程度減ったのかなど、その辺は重要な観点かと思えます。

坂建設緑政局緑政部みどりの事業調整課長

実際には我々公園の担当部署と臨海部の担当部署とが連携した形でPark-PFIを実施しまして、路上駐車などについては臨海部の担当部署で定期的に状況確認をしていただいております。我々の方では、効果としては粗大ごみの不法投棄がなくなったなど色々ありますが、公園の利用者のアンケートや、施設維持も含めて維持管理がされているかなど、モニタリングをしながら進めているところです。

南委員

7ページのブルーで書かれている事業内容についてですが、先ほどの寄附の話などはよくわかりました。その下を書いてあるばら苑の園路整備で、新たなミュージアムの計画が出たということですが、この事業計画とは全く別の話なのでしょうか。

渡邊建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

ここに記載されておりますばら苑の整備工事ですが、今まで中原区の等々力にございました市民ミュージアムが浸水被害を受けまして、施設の再整備を行うことを決定しておりますが、記載のとおり、ばら苑の周辺の用地が候補地として挙げられている状況でございました。先ほど、先般決定と話されましたが、計画の評価時にはまだ作業中であり、候補地のため、なるかならないかわからない状況だったということがございます。もし施設が整備されるとなると、我々単体での事業とするよりも、一緒に整備した方が効果的ではないかという考え方が分かったことから、事業を延期させていただいている状況でございます。

南委員

どの程度の規模なのでしょう。ばら苑周辺という話ですが、それだけ緑地が減ることでしょうか。

渡邊建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

ばら園の裏側、南側になりまして、元々小田急電鉄さんが遊園地をやられていた時の駐車場エリアを想定しておりますが、どこに建物を配置するかというところまでは決まっておりません。当然、かなり大きな規模にはなりますが、緑の損失を伴うところに建築する予定にはなっておりません。

南委員

わかりました。もう一点、どうしても気になるのは、8ページのナラ枯れの問題です。伐採して燻蒸して、色々整備されてはいるのですが、その後の再生、植林はどの程度進んでいるのでしょうか。

渡邊建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

ナラ枯れ対策につきましては、今は伐採に注力していて、再生にはまだ手がつけられておりません。そのため、生田緑地でも相当数の本数を伐採させていただいているのですが、まだ再生の目途は立っていない状態です。生田緑地では、市民ボランティアさんも入れて協働の取組を進めている中で、市民ボランティアの方が園内の樹木の種、どんぐりから実生を育てていただく取組も進めており、そういったもので再植樹させていただくことにはなっています。ですが、今ははっきり言って、現場は足の踏み場もないほど切り倒した樹木が山積してしまっている状態であり、本数が多く膨大な費用がかかってしまうため、とてもではないのですが搬出作業まではできず、今は倒すことがやっとという状況です。倒した上で、その木の中に入っている虫が飛散しないための燻蒸をさせていただいたというのがこの取組になります。

南委員

そういう現状なのですね。わかりました。

大沢委員

10ページの特別緑地保全地区について、先ほどの生田緑地と同じく寄附がありますが、これも当初は買収予定で、寄附になったため事業費が下がったという理解でよいのかというのが1点目です。

2点目は、都市計画で特別緑地保全地区に指定し、行為の制限がなされていると思うので、他の土地利用に転換されることはないという前提だと思いますが、まだ時期が早い、もう少し持って畑をやる、何かやっていたいなど、もし用地買収に応じてくださらない理由があればお聞かせください。

渡邊建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

特定緑地保全地区の指定につきましては、基本的に、今回用地取得させていただいているのは買収がメインでございます。この事業の中では寄附という形でいただいているものも若干ありますが、ほぼ用地買収で行っております。

2つ目の行為の制限についてですが、元々指定すること自体が法の趣旨であり、それを市民の方も含めて自分で持っていただくことが前提の法律です。そのため、最終的にどうしても管理ができなくなって市に買収を依頼する場合はございますが、基本的には本人が持っていただくことを前提とした法の趣旨に則り進めているため、積極的に用地買収に時間をかけている他の事業とは少し意味が違います。生田緑地の場合には事業の完結を目指していますので当然用地買収を行います。緑地保全はそのまま持ち続けていただければ

我々としては目的が達成できるので、あえて取得のために相手側にアプローチしていないのが現状でございます。

大沢委員

わかりました。

朝日会長

効果の確認で、生田緑地に来られた方にアンケートをしているので、「緑が実感できるまちづくり」という事業目標から言うと概ね妥当だとは思いますが、緑の多面的な効果ということを考えると、本来は訪問によって受益をする人だけが受益者ではないと思います。少し細かいことを言うようですが、サンプルに偏りがあり、効果を実感しているという評価を書くには少し過大評価な面もあるかもしれません。目標をどのように書くかということもありますが、大前提として、多様な効果、多面的な効果ということがあるかと思っています。今後、受益者の考え方を少し広げた形で効果検証された方が良いかと思ったところです。

渡邊建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

ありがとうございます。一応、今回配慮させていただいた中では、二次元コードからのアンケートの回答というところで、そういう多面的な部分を考えていたのですが、現実的に設置したところが公園内だったということです。これを媒体で流したり、違うところに設置したりすることによって多面的な意見をお伺いするという方向に持っていければ、今の御指摘の内容が拾えるかと思っておりますので、今後参考させていただきたいと思います。

朝日会長

それではよろしいでしょうか。御説明ありがとうございました。2件目の審議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、3件目の審議に入りたいと思います。社会資本総合整備計画「災害に強く豊かな環境を育む安全・安心な地域づくり（防災・安全）」の事後評価について、御説明をよろしくお願いいたします。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

（資料3の内容に沿って説明）

朝日会長

ありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。委員の皆さん、御発言をお願いいたします。

大沢委員

事実確認ですが、13ページの麻生川の整備率が99.6%で、残り10mが未整備というのは、現地での誤差や測量ミスなどではなく、10mが未完成という理解でよいでしょうか。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

はい。右上の図面で言いますと、この青い実線で塗られているものが麻生川でして、1番左側のところの世田谷町田2号橋という橋の整備がまだ完了していない状況です。

大沢委員

了解しました。次に、15ページの平瀬川について、堤防を整備し治水安全度を向上させるとありますが、3ページを見ると平瀬川と多摩川の合流部には霞堤があるように記載されていますが、霞堤は機能しているという理解でよいのでしょうか。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

今は霞堤としての機能は見込んでいない状況です。ただし、霞堤の形自体は残っていますので、水が溢れたりした場合には、令和元年東日本台風などの際も、霞堤の外側に水は行っておらず、霞堤の内側に水が溜まるような状態になっていますが、霞堤としての機能がないわけではないのですが、その機能を見込んでいないわけでもないといった状況です。

大沢委員

ただ、これは多摩川の霞堤であると思いますが、平瀬川は溢れていなくても多摩川の水位が上がってくると霞堤に水は入ってくるということになっているのでしょうか。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

入ってこないです。多摩川の水位が上がり、平瀬川の水位も上がると、平瀬川の堤防の高さ次第で水が浸水するかしないかという形になりますが、令和元年東日本台風の時は、多摩川の堤防の高さよりも、平瀬川の堤防の高さが低かったので、多摩川の水位が上がったことによって、平瀬川のところで越水をしたという形です。ただ、この越水した水は、霞堤の外には行かないようになっています。

大沢委員

わかりました。霞堤なので、災害時に水位が上がることが本来の機能ですが、現状は、土地利用がなされてしまっており、実際、令和元年東日本台風の時に、平瀬川が越水して、霞堤のところが浸水してしまったということですね。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

そうです。平瀬川と霞堤の間のところから浸水しました。

大沢委員

今回、この事業を行うことによって、霞堤の堤外地の安全度が上がるということでしょうか。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

はい。多摩川の堤防の高さと同じ高さまで、水が溢れないよう整備を進めますので、そうすると、多摩川が溢れない限りは平瀬川でも溢れてこない形を目指しています。

大沢委員

わかりました。それから、21ページのところで、浸水想定家屋数が目標値を達成できなかったということですが、令和2年から令和6年の間に、開発行為や建築行為によって建物が増えてしまったということはあるのでしょうか。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

このエリアで建物が増えたということはあるとは思いますが、すみませんが、事実関係は調べていない為わかりません。

大沢委員

ということは、建物の増減は評価しておらず、令和2年の127戸に対してどうかということの評価しているということでしょうか。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

はい。場合によっては、この令和2年度127戸でしたけども、開発ですとか住宅地が増えたことによって、この127から増えているという可能性はあります。逆に、減っている可能性もあります。

大沢委員

本当は、評価の時にその辺りも考える必要があると思います。どちらかという、今住んでいる人たちがどのぐらい浸水被害を受けてしまうかということの評価すべきであると思います。確かに、現況値と実績値は比較できますが、新しく住んでいる方もいると思うので、その部分の評価のあり方について、今後、検討が必要ではないかと思います。

石川委員

平瀬川の続きで、15ページのところですが、マンションの1階で亡くなった方がいらっしゃると思うところだと思いますが、この右上の図の東久地橋の右側の部分が事業区間になっています。多摩川とのちょうど合流部の青い実線で示された部分は事業区域となっていませんが特に問題ないのでしょうか。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

はい。この東久地橋よりも多摩川側は、多摩川の河川区域になっておりまして、国の方で対応することになっています。

石川委員

そこはしっかりと整合性が取れていて、他の事業で整備するため大丈夫という認識でよろしいのでしょうか。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

そうです。国土交通省で整備を進めていくということになります。

石川委員

わかりました。この辺りはかなり浸水しましたが、おそらく、建物がそれほど減ったというわけではなく、使われているのではないかと認識していますので、この事業の効果を出すことが必要かと思っておりますので、ぜひ頑張ってください。

もう1点、27ページの意見募集ですが、600人に対して、それぞれの事業箇所を知っているかどうかを聞いているため、遠いところはよくわかっていないといったようなことが起きてしまい、認知度があまり高くないということでしょうか。要するに、自分のところの支流であれば知っているが、離れたところの河川の

話はわからないといった結果になっているため、例えば、その平瀬川の支流の町丁目などで集計をかけ直すと、もう少し数値が高くなると思われませんが、そういったことは可能でしょうか。これだと、知っている人が少なく、かつ、その知っている人の中で何パーセントが効果を感じたことがあるかということなので、30何パーセントと出ていますが、分母からするとすごく少なくなってしまうと思います。せっかくやっているのに、あまり効果が発現してないように見えてしまいますので、流域別に集計し直す、あるいは調査の方法を検討するなどすると、もう少し効果が出ていることが分かると思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

高津区、宮前区、多摩区、麻生区といっても、この河川の流域の方に絞っているのですが、例えば、この流域と関係ない高津区の住民の方からは回答いただいていません。ただし、高津区の方にも5河川全てについてお話をしているので、例えば麻生川や三沢川は麻生区を流れている川で、麻生区は高津区よりも随分北の方にございますので、当然高津区の方は麻生区の川のことまではよく分かっていないことから、知っているという数字が少なくなってしまう状況だと思います。委員のおっしゃるとおり、集計の仕方については、できれば、例えば平瀬川支川の人たちだけに聞いて、分母が600ではないにしても、100に対してどれくらいの割合か、などの表現の仕方ができれば非常に良かったというところは反省点でございます。そういった集計の仕方についても、今後、集計したアンケート業者と集計方法などについて詰めて、もう少し良い形で集計できないか、今後検討していく必要があると思っています。

石川委員

ありがとうございます。そうしないと、効果を感じたところがあるという人が特に少なくなってしまうと思います。命に関わることであり、現実的にどうなのかということが非常に重要だと思うので、御検討いただければと思います。

南委員

5ページ、6ページで要素事業の概要が5事業出されていますが、多自然川づくりは平瀬川のみなのでしょうか。基本、安全・安心が事業のベースになることは承知の上ですが、他の河川でも、多孔質ブロックの導入やワンドの作成などの多自然型を導入しつつ、安全・安心を確保することはできないのでしょうか。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

平瀬川支川につきましては、事業を立ち上げる時に協議会を作り、地元の方なども入れて、どのような川を作っていくかという計画を策定して進めていますが、他の河川については、もっと前から事業に着手しているなどの関係により、そういったことはやっております。また、3番の麻生川は、都市計画道路上にかかっている橋の部分だけが狭くなっていたので、単純にその拡幅をするための事業となっています。4番の平瀬川の堤防整備は、今の護岸を残して河川管理用通路側に堤防を作っていく形で検討していますので、多孔質ブロックを表面に貼るなどの新たな改良を加えることはできなくはないのですが、今のところ検討はしておりません。

南委員

この事業の中ではないということですね。今後、安全・安心が確保された暁には、可能性はあるのでしょうか。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

例えば、2番の三沢川は、これから河道の位置などを変えて事業を進めていくことになりますので、今後計画を策定していくときに、多孔質ブロックを使うことなどは十分考えられるかと思っています。

南委員

わかりました。18ページの指標に生物相が含まれていないのは、そういった事情もあるということでしょうか。あらゆるところで多自然型を実施するなら、水質だけではなく生物相も指標に入れた方が良いと思ったのですが、そういうわけではないので、これは、水質が悪くなっていないということが1つの指標になるということでしょうか。それともこれは平瀬川だけなのでしょうか。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

指標3については、平瀬川の支川に観測点がございまして、その観測点で評価をしています。

南委員

他の河川では、それは含まれていないということでしょうか。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

はい。

南委員

そうしたら、指標3は何を使っているかということ、ここに書いた方がよいのではないのでしょうか。書けないですか。観測点が打ってあれば、それを見ればよいということなのでしょうけれども。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

22ページが指標3の水質の評価になりますが、緑の丸で囲ってあるところが観測点でございまして。整備区間に観測点がございまして、そういったところで評価指標として設定しております。

南委員

それはもう分かったのですが、18ページの成果目標の指標1から3まで、全ての河川の事業に対してこの指標を使っていると思ってしまったので、ここに書いた方がよいのではないか、ということです。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

分かりやすく表記できるところは修正した方がよいかと思います。

朝日会長

関連して、多自然川づくりを推進する河川の水質に関しては、今回においては平瀬川だけという理解でよろしいですか。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

平瀬川支川だけでございまして。

朝日会長

わかりました。評価指標で水質と生物相というお話がありましたが、国では、水質で評価することと、種の増加で評価することと、その手前の生息地で評価することという方向性が打ち出されており、多自然川づくりの評価の定量化がおそらく進むかと思います。河川によって何で評価するのが適正なのかというのはあるかと思うのですが、そういった場合に、データといいますか、そういった評価が可能な素地はあるのでしょうか。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

川崎市環境局において環境の状況を調べる観測点がございますので、その動向を評価指標に設定しておりますが、23ページに記載のとおり、様々な水質の他、魚類などの生物についても観測点で調査しております。今回調べたところ、生物も若干増加傾向が見受けられましたので、評価指標には直接書いてはおりませんが、実績としてそういったことも確認できたところでございます。

朝日会長

わかりました。ありがとうございます。もう1つ、途中で事業が加わって事業費が大幅に大きくなっているのですが、事業全体を5年間で見た時に、目標値を単純に確認していくという形でやっているということによいのでしょうか。要は、今回は、目標値は変わっていないということによいのでしょうか。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

変えてはおりません。

朝日会長

わかりました。もう1つ、27ページの事業効果について、平瀬川は色々と住民とやり取りをしているので認知されており、あるいは多自然川づくりもそこから来ているという御説明だったかと思いますが、その前提として、被害があったかなかったか、それに対応する説明会などを行っているかしていないかで、関心が大きく違うということもあるかと思いますが、事業の効果は、その前提の説明の仕方によって、大分差があるものなのでしょうか。多摩川の方も、相当住民とのやり取りをしていると聞いたので、かなり事業に対する理解度が違うのではないかと考えています。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

おっしゃるとおりだと思います。まず、この地域の方と計画を立てたのは、この27ページの1番上の平瀬川支川になりますが、それ以外のところは、そういった計画は特にありません。4番目の平瀬川が、多摩川合流部の浸水被害が起こった箇所を改良する事業でございますが、ここは台風以降、何度も地元の方と説明会や、こういった事業をやりますといったやりとりをしていますので、川の近くに住んでいる人たちの認知度は非常に高いと思っています。あと、1番下の平瀬川施設機能向上に関しても、工事を進めていくことを地元の方に対して説明しておりますので、ここも川沿いの方に関しては認知度が高くなっていると思います。

朝日会長

わかりました。その傾向で書いていただいているので、それを活かした対応をするという形ですね。理解しました。

石川委員

大事なところかと思しますので確認ですが、21ページの成果目標の実現状況と29ページの総合的な所見を合わせて見た時に分かりにくいので教えていただきたいです。29ページの浸水想定面積の目標が51,200平米減少とありますが、この数字は21ページには出ていなくて、同じく浸水想定家屋数の方も29ページには75戸減少とありますが、21ページには出ていないことから、目標と実際の達成状況とその残りがよく分かりません。総合的な所見は非常に大事なところだと思いますので、この辺を説明していただきたいです。

また、はっきり言うと、目標が、浸水想定面積の半分くらいは減らすけど半分くらいは減らない、浸水想定家屋数も75戸までは減らすけど残りの50戸くらいはこの事業を完了しても浸水することとなっています。この辺りも含めて教えていただけますか。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

例えば29ページの浸水想定面積51,200減少については、計画策定当時の現況値が95,800、最終目標が44,600でしたので、その差分が51,200になります。元々計画の期間内に51,200を減らそうということで事業を進めてきましたが、実際は47,000平米減ったことから、その差分の4,200…。

石川委員

その分だけ未達成ということでしょうか。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

そういうことです。最終目標値が44,600で、残りの面積は最終的に残ってしまう面積ですので、浸水が起こるとどうしても浸水してしまうエリアということになります。今回の整備計画の中で浸水しなくなるようにすることはできないエリアということになります。

石川委員

下水道など、こういった整備計画はお金との戦いのような難しいところがあるので、ゼロにするのはなかなか難しいというのは分かりますが、その辺りをしっかり理解して評価しなければいけないと思います。要は、半分くらいまで浸水想定面積を減らします、浸水想定家屋数も6割減くらいはします、という事業であって、残った部分については別の事業で考えているということなのではないでしょうか。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

95,800全てをこの事業で浸水しなくなることはできないということです。浸水想定家屋数も127戸全てをこの5つの事業で浸水しなくなる想定とすることはできないということになります。

石川委員

わかりました。そうすると、例えば浸水が想定されるとしても、床上が床下になったなどの効果が発現しているのかどうかなどの説明はありますか。何もないと、ここの人たちはほったらかしにされたみたいに思われるし、あとは、総合的な所見もわかりづらいと思いますので、ここはぱっと見て分かるようにした方がよいというのが意見です。

あと、最終目標値を見ると、これだけ残っているのだから、これも全部やってくれるように見えると思いますが、そうではないということですよ。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

そうですね。

石川委員

その書き方も含めて、御検討いただければと思います。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

目標というと、このエリア、この戸数全てを解消させるように見えると思いますが、設定した時点で、そもそもこの95,800全てをこの事業の対象にすることになっていないので、策定当時の95,800の設定や127戸の設定などの表現の仕方をもう少し工夫した方がよいかと思います。例えば、初めからこの事業によって救えるであろうと見込んでいるのは51,200ですので、目標設定の段階で、この事業によって浸水想定を解消を見込めるエリアは51,200ですよ、という言い方が、もしかしたら分かりやすいのかもしれないです。

石川委員

どちらにしても、救えない部分を全部見えないようにしてしまうのは危険な気がするので、そこもしっかりと書いておく必要があると思います。あるいは、先ほど申し上げたように、この区域も、様々な治水対策をすることによって、例えば浸水はするけれども、浸水の深さが変わるなど、そういったものは出ていないのでしょうか。公表する時に、できませんでただけでよいのかという懸念があります。

朝日会長

この事業に限らない話ですが、様式2-1の社会資本総合整備計画の成果としての評価という性格と、パワーポイントで示していただいているように、市民、受益者に対しての説明責任の両方がありまして、お金の使途に対する成果、報告責任とは別立てで考えた方がよいと思います。その意味で、石川委員がおっしゃるように、この事業での位置付け、この事業でやる部分はどの部分かというのを明示するためには、上位計画と他事業との関係が冒頭にあるとよいのではないかと、最近常に思っているところです。主としては社会資本総合整備計画の評価ではあるのですが、説明をする対象に合わせて、市としての評価の充実を考えていただけるとよいかと思います。

福田副会長

29ページの1番下に、個別事業の5番だと思いますが、「平瀬川支川都市基盤改修事業の用地取得に不測の時間を要した」と書かれているのですが、この事業だけ具体的に書かれているので、不測の時間を要したというのが具体的に何だったのかを知りたいというのが1点です。地図を見ると、現状の河道に沿った事業であり、例えば2の三沢川みたいに河道改修するわけではないので、用地取得には困難を要しないのではないかと思いますので、そこは確認させてください。

それと、29ページの1番下の「周知方法について見直しが必要である」という点ですが、河川改修なので長い時間かかることは重々承知しているのですが、どのように見直しをしていくのでしょうか。パブリックインボルブメントを具体的にどう実施していくのかということで、例えば氾濫解析の結果を河川沿いの住民とどう共有するのか、右岸しか整備していない場合に反対側はどうなるのかなど、細かな共有がないとなかなか認知や理解が進まないのではないかと思います。見直しの具体的な方向性があれば教えていただければと思います。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

平瀬川支川のことに特化して書いているのは、今回、浸水想定面積や浸水想定家屋数の評価の数値が目標達成に至らなかったことに直結した部分でございましたので、こういった形で書かせていただいたところがございます。「用地取得に不測の時間を要した」というのは、用地買収をするにしても、当然、それぞれ個人の事情や生活がありますので、なかなか一筋縄に分かりましたという形にならない部分もありまして、最初は御理解いただけなくても、粘り強く交渉することによって御理解いただくといったところもあることから、時間を要してしまっているところがございます。

次の、今後の対策でございますが、当然、その地域の方の御理解が得られないと事業がうまく進んでいかないところもありますので、工事や事業を実施する時には地元説明会を開催するなど、ある一定程度はやっているとは思っています。ですが、実際やってみると、理解度が低いなどの事実を改めて感じたところがございますので、説明会のやり方やタイミングなども踏まえて、もう少し工夫をする必要があると考えております。また、おっしゃられたように、浸水想定解消エリアがどう変わるのかについて踏み込んだところまで検討してから地元に入っていくのかなど、今後、こういった形でやるのか検討を進めながら対応していきたいと思っています。

福田副会長

まだ氾濫解析の結果のマップは見せていないということですか。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

ハザードマップを作る際に氾濫解析をしたものは、ハザードマップとして公表しており、東日本台風以降、川崎市としても積極的にハザードマップの周知を行ってきたので、認知度はだいぶ上がってきたところではあります。ですが、全ての方に認知されているわけでもございませんので、自分のところが浸水するエリアなのかどうか、川沿いの方皆さんがわかっているわけではないというところはあると思っています。

福田副会長

そうした時に、100パーセント整備された時にこう変わるということだけではなくて、途中の進捗が低い時はほとんど効果が出ないなど、その辺りもしっかりと周知していくことが大事だと思いました。

横尾建設緑政局道路河川整備部河川課長

事業開始時に説明をした後に全く説明しないわけではございませんので、例えば、工事を進めていくタイミングで再度説明会を行います。ただし、こうなった時にどうなりますという詳細までは説明しきれないので、今後の課題として検討してまいりたいと思います。

朝日会長

ありがとうございました。

それでは、3件目の審議をこれで終了したいと思います。御説明ありがとうございました。

これで3つの審議案件について説明と質疑が終了しましたので、審議内容の総括に入りたいと思います。冒頭に御承認いただいたとおり、ここからは非公開ということでお願いをいたします。

◆総括における主な御意見等【非公開部】

所管局から示された各審議案件の事後評価の内容について、透明性・客観性・公正性が確保されているかの観点から、妥当であるかの判断及び委員会として市長に具申する意見について、それぞれ以下のとおり審議内容の総括が行われた。

(1) 社会資本総合整備計画「川崎市内における防災安全を考慮した交通空間の整備（防災・安全）」「川崎市内における防災・減災に資する無電柱化の推進（無電柱化推進計画支援）」の事後評価について

- ・事後評価の内容について、妥当であると判断。
- ・アンケート調査などの住民の主観的な意見による効果測定にあたっては、ハード整備による安全性向上の効果を住民に適切に理解していただくことが重要であることから、十分に説明を行った上で回答していただく参加型評価などの方法を模索されたい。
- ・事業の成果を測る場合は、路線単位の交通事故統計など、詳細なデータを活用されたい。

(2) 社会資本総合整備計画「多様な緑のネットワーク形成と人に優しいみどりのまちづくり」の事後評価について

- ・事後評価の内容について、妥当であると判断。
- ・事業実施箇所が大規模な拠点に偏らないよう、市域全体のバランスを考慮した事業展開を検討されたい。

(3) 社会資本総合整備計画「災害に強く豊かな環境を育む安全・安心な地域づくり（防災・安全）」の事後評価について

- ・事後評価の内容について、妥当であると判断。
- ・市民への影響が大きく、関心が高い事業であることから、市民に分かりやすく伝えることが重要である。治水安全度の向上に資する事業全体における本計画の位置付けや他事業との関係などの提示や、進捗に応じた効果の発現状況の住民への情報共有について検討されたい。

全体について

- ・この委員会の最も大きな役割は、客観的かつ公正な評価方法等に基づいているかを確認することと考える。市民への説明の観点から、上位計画や事業の位置づけについて情報提供が行われるよう工夫されたい。

朝日会長

続いて、次第3「その他」に移りたいと思います。事務局からお願いいたします。

事務局

今後のスケジュール等について御説明させていただきます。

前回同様、本日の議事録案と附帯意見案を作成させていただきまして、会長と内容を調整させていただいた上で、皆様に御確認をお願いしたいと考えております。

また、委員会からいただきました具申意見につきましては、第1回の委員会において御審議いただいた案件と併せて、今後、市長に提出するとともに、各事業所管局ともしっかりと共有し、今後の取組の改善等に

生かしてまいりたいと考えております。また、委員会からの意見を踏まえた市の対応方針を公表する際は、委員の皆様にご報告させていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

朝日会長

ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

中村総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

本日の委員会をもちまして、今年度開催予定の公共事業評価審査委員会は全て終了となります。大変ご多忙のところ、多くの案件を御審議いただきましてありがとうございました。

また、委員の任期につきましては、令和7年6月末までとなっております。今回は任期中最後の会議となる見込みではございますが、公共事業評価に関わる課題などが生じた場合には、急遽、委員の皆様にご意見を伺う場面もあるかと思っておりますので、その際は御協力のほどお願いしたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回川崎市公共事業評価審査委員会を終了いたします。ありがとうございました。